

役員報酬及び諸費用弁償規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人静岡県歯科技工士会（以下「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員等の報酬等について定め、適正な報酬を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款22条第1項に規定する理事及び監事とする。
- (2) 役員報酬とは、本会が役員に対し支給する役員としての業務の対価をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 本会は、役員に対し、総会において定める役員報酬額の範囲内で、別表に定める額を役員報酬として支給する。

(役員の旅費等費用弁償)

第4条 本会は、役員に対し、その職務を執行するために要する旅費は理事会が規定する旅費規程の範囲において、消耗品等は実費にて支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、本会の総会の決議による。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（役員報酬月額表）

職名	報酬月額
常勤理事	25万円